

生物多様性企業活動ガイドライン検討会

第 4 回会合 議事要点

1. 生物多様性企業活動ガイドライン（仮称）の構成など全般

- ・ 第 3 回検討会において合意した内容と正反対に修正されている点について、合意形成のプロセスに違和感を覚える。参考編に移動した内容のうち重要な箇所を指針に戻すことや、参考編を第Ⅲ編とすることで合意があったが、正反対の修正になっている。
- ・ 「参考」の参考 1、参考 2 は第Ⅱ編に入れた方がよい。
- ・ 「参考」を第Ⅲ編とする方が望ましいが、ユーザーとなる企業がその構成では使用できないというのであれば仕方がない。「参考」の全ての内容を本編に戻さなくてもよいが、「参考」の参照すべき箇所を本編において示す形とし、事業者がやるべきことが、ガイドラインを読んでもできるようにすべきである。
- ・ 参考編を第Ⅲ編ではなく「参考」として位置づけることを強く望む。その趣旨は、生物多様性に関する取組は、事業者の自主性と独自の創意工夫が重要であるという点である。構成によって、ガイドラインを事実上強制的なものか、自主的なものとして受け取るかという違いにつながる。ただし、重要な骨子の部分を本編に含めることを拒否してはいない。
- ・ 構成は現案でよい。ただし、企業は自身と生物多様性との関わりをきちんと把握すべきであり、把握をしなければ何に取り組むべきか見えてこないだろう。
- ・ 生物多様性に関する情報は非常に少ないため、ガイドラインには情報を多く載せた方が良く、その取捨選択は事業者が行えばよい。投融资や研究開発に関する情報も是非載せてほしい。
- ・ 「指針」が 6 ページしかないのは少なすぎ、アンバランスである。第Ⅱ編とするのであれば、バランスのとれた構成とすべきである。
- ・ ガイドラインの様々な場所に関連する内容が点在しているのは読みにくい。誰が読んでもわかりやすいように、全般的な見直しをしてほしい。
- ・ ユーザーである企業の意見を聞き反映するプロセス自体はよい。しかし、多くの企業がガイドラインを使用しても生物多様性が保全されなければ意味が無い。また、今後のガイドラインの見直しの中で、より実効性を高める努力が必要である。生物多様性の保全に取り組まなければならないという理解は進んでいない。事業者には、本ガイドラインの検討がスタート地点であり、価値観を共有していくオンゴーイングのプロセスであることを認識してほしい。
- ・ COP10 に向けて、環境省が民間とともに本ガイドラインを作成したことはインパクトがあることである。翻訳して対外的に出しても恥ずかしくない内容のものとなるようにしてほしい。
- ・ 資料 2 で示された追加意見については、誰からの意見か、またそれにどう対応したかを明らかにしてほしい。

2. ガイドラインの素案

2.1. 序論

- ・ ABS の手続きについて別資料を参照するのはよいが、ガイドラインの目的から「利益の公正

で「衡平な配分」を外していると誤解されないような記述をしてほしい。

2.2. 第Ⅰ編 現状認識の共有

- ・ p.16-17 の俯瞰図は、「生物多様性の俯瞰図」であるのに、図中に「生物多様性」がほとんど示されていない。「周辺への影響」は「生物多様性と地域社会への影響」とすべきである。また、「リサイクル」では影響に関する記載がない。3R と生物多様性の関連が見えない。

2.3. 第Ⅱ編 指針

- ・ 具体的に何をしたらよいかを知りたい企業は多いが、現案の「指針」は留意点のみである。具体的に何に取り組むとよいかがわかるように、「参考」の内容をもう少し本編に戻して、「指針」の内容と関連付けをした方がよい。
- ・ 「指針」が現案のようなシンプルなものになるという前提では、基本原則を最初にするなど、構成を再度検討する必要がある。
- ・ 「指針」の位置付けをもう少し丁寧に説明すべきである。第Ⅰ編は総論であり、第Ⅱ編は時間をかけつつも目指すべきところが示されているもの、というような位置付けや関係性を明確にすべきである。
- ・ ABS について、遺伝資源に限らず生物資源の衡平な利用と配分という視点も本編の「指針」で記載した方がよい。p.22 と p.23 に示されているのは解説に過ぎない。ABS は COP10 における重要な議論の 1 つであり、企業も含めた議論や準備が必要である。そのような観点から、ガイドラインにおいても ABS に関する記載が必要ではないか。
- ・ p.27 「生物多様性の保全」について、「種の保存」ではなく、「種の保全」の方が適切である。また、遺伝子の多様性についても記載した方がよい。
- ・ p.28 の 1 点目について、「恵みと影響」を把握するとすべきである。
- ・ p.28 の 1 点目について、金融やサプライチェーン等、間接的に生物多様性に関わる例も記載するとわかりやすい。
- ・ p.28 の 1 点目について、「食べ物や木材」を、「自然資源由来の原材料」等の表現にしてはどうか。また、「豊かな土地の保有」は限定的であるため、「土地の改変や操業を通じて生物多様性に影響を与えることがある」等の表現が適切である。
- ・ p.28 の 2 点目では、「回避」を優先すべきである。
- ・ p.28 の 2 点目では、「可能なものから」ではなく、重要なもの、必要性のあるものから順次取り組むとする方が適切である。また、「困難」ではなく「極めて困難」とした方がよい。
- ・ p.29 の 3 点目では、「生物の自然のサイクルは非常に長く、どこに影響が現れるかわからないため、長期的な観点が必要」との趣旨を記載してほしい。
- ・ 日本の産業が海外の資源に大きく依存しているというグローバルという視点を明示すべきである。p.30 「広域的な認識」の見出しにも、グローバルな視点を入れるべきである。
- ・ p.30 「地域重視～」について、その土地にしかない固有種や地域個体群等が非常に多くあり、代替不可能である点を強調してほしい。

- ・ p.30「多様なステークホルダー～」では、英語版になることも考慮して、地域住民だけではなく、先住民・コミュニティも明示的に記載すべきである。文化だけでなく、社会や生活、社会構造等、様々なものへの配慮についても記載した方がよい。
- ・ p.30「社会貢献」について、具体的に生物多様性の保全に実効性がある、または期待される取組が生物多様性に関する社会貢献である、との趣旨を明確にした方がよい。一方、「それぞれの経営理念や社風も含む特性・規模等を活かして」の部分は不要である。
- ・ p.31「地球温暖化～」では、まず、地球温暖化が生物多様性に大きな影響を与えていることを記載する必要がある。
- ・ p.31「サプライチェーン～」では、生態系サービスからのサプライを受けていることも記載すれば、より理解が得られるのではないかと。また、「生物資源の原材料調達等」と記載されているが、生物多様性に影響するのは「生物資源」に限らない。
- ・ p.31「サプライチェーン～」では、取引先と一緒に取組を行うことを強調しなければ、サプライチェーン・マネジメントにならない。各事業者がそれぞれ取り組むことは当然である。
- ・ p.31「～影響の検討」は、「検討する視点を持つことが大切」ではなく、「検討することが大切」である。また、既存の資料を用いた確認だけでなく、現場での確認も必要である。さらに、影響評価を行うだけでなく、結果を影響の低減等、実際の配慮につなげることが重要である。

2.4. 参考編

- ・ p.42、43 では、地域社会への影響の把握も必要である。生態系のみの特化すべきではない。
- ・ 参考5の取組事例について、企業名が記載されていないと、詳しい問合せをしたいときでなくなるのではないかと。企業名を記載した方がよい。
- ・ 予防的な取組と順応的な取組は、具体的な事例が紹介されているとよい。
- ・ 通常的环境影響評価では、生物多様性についてそれほど踏み込んでいない。環境影響評価においても、モニタリングを通じて地域の生態系への影響を把握していくべきであり、それをやらなければフィードバックはできないことを明記すべきである。

3. ガイドラインの名称

- ・ 本ガイドラインは、強制的なものではなく自主的なものという委員の合意はとれている。もし、「ガイドライン」という名称が誤解を招くのであれば、使用しなくてもよいだろう。
- ・ 企業がメインのターゲットと言うのであれば、名称は「企業活動ガイドライン」にすればよいのではないかと。

4. ガイドラインの要約

- ・ 日本が海外資源に依存している点が弱い。また、サプライチェーンについて触れてほしい。
- ・ 文章と図の両方があるとよい。
- ・ 生物多様性の劣化と生物多様性の問題の緊急性や、地球温暖化と生物多様性の関係は企業に

十分に伝わっていない。それらを数値データで示せると、企業の経営者層にも説得力のあるものとなる。生物多様性に関して、絶滅危惧種の保全しか認識していない人にも伝わるようにしてほしい。

5. パブリックコメント関連

- パブコメはガイドライン検討の上で、重要なステージである。パブコメ案は、現案の参考 1 と参考 2 を「指針」に戻したものにする方法もあるのではないか。
- パブコメ案は、基本的には、本検討会での意見に基づいて作成することを想定している。
- パブコメ案は、報道発表する前に委員に送付する。

以 上